



いずみさの昔と今 第265回

「泉佐野の打瀬網」

今回は、3月25日(日)まで開催している冬季企画展「昔の道具展〜漁具とくらし〜」(31ページ参照)に関連して、泉佐野の漁業のうち「和泉打瀬」(いずみうたせ)で有名な打瀬網業について紹介します。

和泉地域は、古来より漁業が盛んで、代表的な魚は「チヌ(クロダイ)」です。「日本書紀」に記された「血沼」の由来譚がある大阪湾で獲れる代表的な魚であったことから「チヌ」とよばれたという説もあります。また、大阪の商人の話として、赤字より黒字ということで、赤い真鯛よりも黒い鯛であるクロダイを正月の睨み鯛に使用するという由来譚も残っています。

泉佐野でも、古くから漁業が盛んであったとされ、今でも佐野漁港は大阪府下有数の漁獲量を誇る港として有名です。泉州地域では、打瀬網を用いた打瀬網漁が有名で「和泉打瀬」として知られており、起源については諸説あります。一つは、備前の漁民が和泉灘に来て使用したものを堺浦の漁民が模倣したこと始于まるとされるものです。また、永禄年間(1558〜170年)に三好実休(みよしじつきゅう)が幕府の命により外国船監視のために岸和田浦から漁船を

日ノ岬(和歌山県)へ派遣した際、漁民が手繰網漁中に風で引けば楽に引けると思いついて始めたともいわれています。佐野浦もこの打瀬網を用いた漁業が盛んであり、「大阪府漁撈一般」にその様相が記されています。1882(明治15)年における佐野村では、人口8,319人、戸数1,556戸を数え、当時の佐野村の漁家は133戸(専業漁家127戸)、全戸数の8%にあたり、そのほとんどは専業漁家で、隣接する鶴原村、中之庄村に比べると約6倍で、大規模な漁村であったことがうかがえます。また、打瀬網の数は180張を数え、打瀬網漁が盛んであったことを物語っています。しかし、同史料の佐野村部分には、打瀬網船という項目は見当たらないため、おそらくは雑漁船が打瀬網漁に使用されたと考えられます。「和泉打瀬」で名を馳せた佐野浦ですが、明治末期に漁家数が減少しはじめます。1909(明治42)年には105戸、そのうち専業漁家は89戸でした。漁家に対する専業率からみると1882年に比べて漁業者の兼業化が進行していることがわかります。また、1918(大正7)年の「佐野統計台帳」では打瀬網の数は59

統に過ぎず、打瀬網漁業の衰退は明らかです。

衰退の要因としては、巾着網漁業が登場したこと、漁船を持たない乗組員(乗子)が脱漁したオオル産業や製線業へ転業したこと、和歌山・高知県沖合への出漁・鯛地引網漁が衰退したことなどが考えられます。また、打瀬網衰退の頃には、佐野村にも動力漁船が導入されるなど漁業に技術革新がみられ、打瀬網から底曳網へと転換、総漁獲高も上昇しました。

打瀬網漁は、産業の発展や職の多様化、技術革新等により姿を消していきました。新たな革新をみせた佐野の漁業は、現在でも大阪の台所を支える重要な役割を果たしています。



昭和40年代の鯛漁の様子

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
 ☎469-7140 Fax469-7141
 休館日 月曜日、祝日(祝日が月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館)
 開館時間 午前9時〜午後5時
 (入館は午後4時30分まで)
 入館料 無料

消費生活センターだより
 見守りリレー
 相談受付 午前9時〜午後4時30分
 相談はお早めにセンターへ!!
 南海線「泉佐野」駅前 ☎469-2240

新聞の契約は慎重に!

条例で禁止している長期契約になっていきます。また、新聞公正規約で決められている提供できる景品額(購読料の6ヵ月分の8%)を超えています。

事例2は、販売店は聴力に衰えがある契約者に、契約内容を十分理解させず契約した可能性があり問題です。また、事例1と同様の問題点もあります。

訪問販売で新聞の契約をした時は、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフすることができず、その期間を過ぎると、契約内容に問題があったとしても直ちに解約できるわけではありません。販売店との話し合いになります。数年先からの契約や、契約後に事情が変わって購読ができなくなったりなど、多くの相談が寄せられています。最近、高齢者からの相談も増えています。期間を定めぬ新聞契約にすれば、いつでも止められますので、考えてみてはいかがでしょうか。

【新聞契約をするときは】
 ● 契約満了まで継続して購読できるかをよく考えましょう。
 ● 高額な景品につられて契約をしないようにしましょう。
 ● 契約書は必ず内容を確認し、契約期間中は大切に保管しましょう。

悩んだときは、お気軽に消費生活センターに相談してください。

【事例1】 高齢の父が、2年ほど前に7年間の新聞契約をしていた。最近、目が疲れると言って新聞はほとんど読んでいない。販売店に解約したいと連絡すると、渡した景品代金6万円の一部4万円を支払ってくれたら解約すると言われた。

【事例2】 聴力に衰えがある高齢の父が、9年間の新聞契約をしていた。同居している親戚が、景品欲しさに父にきちんと説明せず署名させて契約したようだ。今、父は支払いが難しくなってきた。100歳を超える父に長期契約を勧める販売店は、問題ではないか。

【解説】 事例1は、契約書を確認すると、クーリング・オフについての記載が不十分で、大阪府